

暴風・暴風雪警報発令時の生徒の登校について

生徒の登校する以前に、尾張西部に暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合。

- 1 始業時刻 2 時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
- 2 始業時刻 2 時間前から午前 11 時までには警報が解除された場合には、解除後 2 時間を経ってから、当日の授業を始める。
- 3 午前 11 時を過ぎて後警報が解除されるか、又は引続き解除されない場合には当日の授業を中止する。

上の 1. 2 の場合交通機関の故障、道路、橋の破壊等で登校が危険な場合には登校に及ばない。

特別警報が発表された場合の生徒の登校について

生徒の登校する以前に、尾張西部に特別警報が発令されている場合。

- 1 生徒は登校しなくてよい。
- 2 特別警報解除後の登校については、暴風警報解除の場合と同様の対応とする。

なお、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関の途絶・通学路の状況など登校が困難な生徒は登校しなくてよい。